



持続可能な開発のための教育とは

—国際法制史の視点から—

川上 陽子

**What is education for sustainable development?:
From the perspective of international legal history**

KAWAKAMI Yoko

Ph.D in law, Université Toulouse Capitole, France

Abstract Throughout the history of international law, sustainable development has always been acknowledged as a global responsibility. In recent years, as global environmental concerns have escalated, this responsibility has become increasingly crucial. To fulfil this mandate, education policies must transcend national boundaries. Specifically, in light of pressing global environmental issues such as climate change, education on sustainable development is pivotal for the well-being of future generations. To delve deeper into this significance, the author examines the emergence of ESD (Education for Sustainable Development), its accomplishments, and the challenges the world is currently grappling with.

Keywords ESD, SDGs, international environmental law, international law, human rights

1. はじめに

持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）は、持続可能な社会を実現していくための教育活動である。世界中で、資源の枯渇や、気候変動、人口爆発、貧困の拡大、国際紛争、食糧問題など、人間の活動そのものに起因するさまざまな問題が起こっている。ユネスコでは、ESDの目的を、人類が将来の世代にわたり、安全で豊かな生活ができるよう、問題解決につながる価値観の確立や、行動を改善することで、持続可能な社会をつくる、と定義する。持続可能な開発のための教育（ESD）は、持続可能な社会の創り手を育む教育と言い換えられる。

現在「持続可能な開発」について、「SDGs」の活用が広がっている。SDGs（エスディーゼーズ）は、2015

年9月25日に国連総会で採択された持続可能な開発のための17の国際目標である¹⁾。

本稿は、持続可能な発展に向けて教育が必要になった経緯について国際法の歴史から分析する。従来の主権国家による国際社会では、国際紛争などさまざまな問題を、国際法を規定することによって解決に導こうとした。国際法は、大きく二種類がある。一つは、条約である。条約の役割は 国際紛争の際、司法的解決や平和的手段を法典によって国家にその約束を守らせることにある。もう一つは、慣習国際法と呼ばれるものである。国際社会においては、国内の議会のような立法機関はなく、国際法の拘束力は国家間の合意による。一定の行為について、国際的な慣行（一般慣行）が多数の国によって法的に義務的又は正当なものとして認められる。これは法的確信と呼ばれる。この法的確信がある国家の行為は、国際慣

習法が成立する。国際慣習法は、国際社会のすべての国家を拘束するとされている²⁾。

例えば、国際連合は法典化作業をし、国際機関を機能させることで、国際法の発展に寄与してきた。しかしながら、国際法の発展が、国際紛争の解決に必ずしもつながらなかった。例えば、「国際違法行為に対する国家責任（国家責任条文草案）」には、国家その他の国際法の主体が国際法上の義務に違反したときに負わなければならない責任（国家責任）を定めており、国家責任を負うにいたった国家は責任を解除しなければならない、と国連決議として明文化されているが、法的拘束力はなく、近年、ロシアによるウクライナ侵攻に見られるように、国際法違反が発生しても紛争解決に至っていない。

また一方、環境問題が、地球規模になり、国際企業だけでなく個人の活動もグローバル化し、これまでの国家のみが国際社会の主体で、国際法、国際条約によって国際秩序を保ったりすることが難しくなっている。

さらに、国連のような国際機関だけでなく、国家の枠組みや規制を越えたところで、個人が、個人に、あるいは、個人が大勢の人や国家、国際機関などにいろいろな影響を与えるようになってきた。つまり、環境問題は個人、地域、国家、グローバル、地球レベルのそれぞれで考えなければならない。

これまで、ESD は、ユネスコという国連の機関が提唱し、国際社会に働きかけてきた教育活動のひとつであった。本稿では、フランスをはじめとした EU 諸国や日本での ESD を法制史の分析を基として、ESD が市民がもっている基本的人権にかかわるものであることを論ずる。

このように、国際社会における国家の役割は重要だが、人間ひとりひとりが構成する国際社会では、個人個人を育成する教育は、より一層重要になってきている。そして、国際社会に貢献できる主体者を育成するには、国際的な教育に対する取り組みが必要になってくると考えられている³⁾。

2. 環境問題のグローバル化

持続可能な発展の概念が現れる前、国際法は、環境問題を公害として取り上げてきた。

人類に恩恵をもたらしてきた科学技術の発展や、産業革命以降の産業の振興は、同時に、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、といった公害を引き起こした。

1970 年ごろから、先進国では、開発、公共事業によ

る自然破壊や、快適環境の保全などが問題の中心となってきた。次に、生活が便利になるにつれて、生活公害、自動車の排気ガス、生活廃水、一般廃棄物など、不特定多数を発生源とした公害が増大した。小規模、かつ無数の発生源からの公害は、単純に、加害者、被害者と分けることができず、裁判によって損害賠償請求という方法がとりにくい。この場合、住民は、開発や公共事業の恩恵を受ける者であると同時に被害者ともなりうる。かつての産業公害という範疇から、現代人の社会構造に根ざす環境問題へととなってきた。

地球温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の破壊、酸性雨、熱帯雨林の破壊、砂漠化、海洋汚染など、地球環境問題が注目される。1972 年のストックホルム会議において議論の対象となった⁴⁾。新しい概念としての理論は、1992 年「環境と開発に関する国連会議」で採択された「21 世紀に向けて地球環境を健全に維持するための国家と個人の行動計画（アジェンダ 21）」の採択によって明確になる。

このように、環境問題はある地域で起こった公害問題に対する国家賠償、法律の制定や行政による問題解決だけではなくなった。グローバル化が進むにつれ、国境を超えた環境汚染、地球温暖化など、地球環境問題へと拡大した。産業がグローバル化すると環境破壊をする主体は国内だけでなく、国境を超えている。大気汚染、海洋汚染、あるいは森林破壊など、越境汚染が拡大している。このような加害者と被害者が同じ国ではなく被害が複数の国にまたがる越境汚染は、国内法による対策や政策だけでは困難となる。国際的な取り組みが必要となる。

このような動きに一足早く対応したのは、国際法においては、1972 年の人間環境会議で採択された人間環境宣言である。地球規模となった環境問題に対して、国内環境法の整備、裁判による司法的解決といった方法だけでは解決には至らない。地球温暖化対策ではその問題が顕在化しており、解決方法の脆弱さが顕著となっている。

国際環境法は、近年、特別のレジーム（制度）を創設し、その枠組みのなかで、具体的な数値を設定し、国家の責任と義務を明確にし、議定書を採択、そして、その約束を果たすために各国が政策は法整備を行うことで、環境問題に対処しようとしている⁵⁾。

しかし、国際会議では、常に、環境保護よりもまず国内の産業の発展を優先したい発展途上国と環境保護や持続可能な社会の構築は全世界的な取り組みにしなければ

ならないとする先進工業国の間での利害対立も起きており、合意に至ることは困難である。

国際条約の履行確保には、条約を国内法化を通して経済活動を規制したり、補助金等の経済的インセンティブ、課税により、市場メカニズムを通じ国民を一定方向に誘導するという経済的手法がある。これも廃棄物等の不特定多数の経済活動による都市型公害のような場合は、規制対象の特定が難しく課税も困難になる。また規制手法によって、罰則を設けるのはさらに困難になる。このように、環境法の整備や経済的措置だけでは、環境保護、持続可能な開発の社会の実現は不可能である。

何によって環境破壊を減らし、持続可能な開発が実現できるか考える必要がある。

そこでは、国家や国際機関よりも個人の果たす役割が大きくなる。このような状況の中で地球規模の環境問題を解決するのに、国家権力や制度ではなく、ひとりひとりの考え方や行動が重要になってくる。一人一人の行動を変えることにより、国際社会の平和や、環境保護、持続可能な開発は可能になってくるのではないであろうか。そのためにも、実現可能な能力を備えた人間を育てる教育が重要だと思われる。

3. 環境と人権

次に、人間と環境との関係を国際法の視点から考察する。1789年のフランス人権宣言の第4条には、「自由とは他者を害しないすべてをなす」とある。したがって、すべての人の自然的諸権利の行使は、同じ諸権利の享有を社会の他の構成員にも確保するという以外には、限界をもたない。この限界は法によってのみ決定される。この概念は、日本国憲法第13条にある「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」にも導入される概念である。

フランスの法学者ヴァサック・カレル氏によれば、人権には3世代があるという。

第一世代の人権とは、基本的権利と自由の概念に基づいたものを指す。1789年8月26日の人間および市民の権利宣言の文言では、個人主義がその特徴とされる⁸⁾。具体的には、思想の自由、身体的自由、財産権の自由によって構成される。この第一世代の人権は、1948年の世界人権宣言で定義された市民的および政治的権利のことで

ある⁷⁾。宣言の第26条によると、教育とは、人権、基本的自由、相互理解、平和な生活に基づく人格の発達を目的とするものである。

第二世代の人権とは、生命と財産権の自由を保障する権利、つまり経済的、社会的、文化的権である。

人権の第3世代の概念は、新しい国際シーン、グローバル化に関する地球規模の問題に関する国際社会の要求に応えるために登場した。これは、平和と安全に対する権利、発展に対する権利、満足のいく環境に対する権利のことをいう。これらは、健康な環境で良好に暮らす個人の権利、調和のとれた持続可能な発展に対する人々の保護に対する権利、そして共通の遺産の保護に対する人類の権利となる⁹⁾。

1972年のストックホルム会議では、「人間は、尊厳と幸福を感じながら生活できる質の高い環境において、自由、平等、満足のいく生活条件に対する基本的権利を有する」と確認された。

また、1986年の開発の権利に関する宣言では、第2条でこれらの権利が定義されている¹⁰⁾。したがって、第3世代の人権は、開発に対する権利だけでなく環境保護に対する権利も見ることができる。この第3世代の人権は環境問題のグローバル化とによって注目されるようになった。

1950年代以降、先進諸国での急激な工業化に伴い、公害が増加し、自然資源の消費量が増大した。そのころ、多くのアフリカやアジアの国々は植民地支配から独立し、経済的に発展できずに途上国として取り残された。また、死亡率の低下とともに人口増加率が上昇した。これは人口爆発と呼ばれている¹⁰⁾。このように南北格差が広がる中、1970年代には公害対策を進めた先進国が、世界の資源枯渇と人口増加が深刻になってくる。大気汚染や酸性雨などの環境問題が見られるようになって、人々の意識が高まっていく中、1972年にスウェーデンのストックホルムで国連人間環境会議が開催された。これは、環境問題に関して、世界で初めての政府間会合である。この国連人間環境会議を開催するにあたり、先進国と発展途上国との間で意見の対立が起こる。

このとき、先進国が、開発を主要なものだけに抑えて、環境をよくすることが最も重要なことだと言う主張をしたのに対し、発展途上国は、経済成長をしなければ発展途上国をとりまく貧困問題の解決には繋がらず、環境問題よりも重要だと言う姿勢を崩さなかった。

その代表的な主張として、1972 年国連人間環境会議でのインドのインディラ・ガンディー首相の主張、「貧困こそが最大の環境汚染である」との言葉がある。こうした対立から、国連人間環境会議の開催には幾度と繰り返された話し合いと時間がかかった。最終的には先進国と発展途上国の両者が歩み寄り開催されることとなった。同年、国連人間環境会議において、世界の 110 カ国以上の国々が参加し、「かけがえのない地球」をスローガンとして掲げて、1972 年「人間環境宣言」が採択された。人間の住む環境を守ること、その向上のためには、自然環境と人工的に作った環境の両方が、基本的人権の尊重や、生存権を守るために必要不可欠であり、環境の保護と改善が全ての政府の義務であるとした。

また、この人間環境宣言を確実に実行するために、大気中に出る有害物質の排出を削減・停止させることや、天然資源を保護すること、野生に生息する生き物とその生息地の保護すること、環境を悪化させないための新しい技術の開発研究すること等を定めた国連環境計画が 1972 年に定められた。ストックホルム会議の開催日は、世界環境の日（World Environment Day）とされた。

国連人間環境会議が行われた同じ年の 1972 年、世界遺産条約が採択される。世界遺産条約ができるまでは、文化財保護と自然保護は別々の取り組みであった。この条約の大きな特徴は、文化遺産と自然遺産をひとつの条約のもとで保護する点である。

人間環境宣言や世界遺産条約に見られるように、1970 年代の変化から自然環境と人間の作った文化といった環境の両方が「人間環境」とであるという概念が確立した。

1986 年には「発展の権利に関する宣言」がなされた。同 1 条に発展の権利は人権のひとつであるとされる。前文では、「発展のもたらす諸利益の公平な分配が不可欠であり、社会的、文化的、および経済的権利である」とある。

1948 年の世界人権宣言では「自由権」および「社会権」が宣言されていた。1986 年の「発展の権利」という新しい概念は、「自由、平等、満足のいく生活条件に対する基本的な権利」と考えられる人権に由来している。これは、市民、政治、経済、社会、文化を網羅している。

人権という概念は、「神の前での万人の平等」という西洋のキリスト教の考え方を背景とした人間中心主義の哲学に基づくものである¹¹⁾。また、キリスト教において

は、神が天地をつくり、人間は神の子とされている。人間は神様の子であるから、天地、すなわち自然を思いのままに使うことができるといった考えに発展する。天然資源は、人間が最大限利用できるものと当然といった考えにつながる。キリスト教においては文化と自然は対立する概念である。そのため、文化財保護と、自然保護は別の概念で存在していた。

キリスト教においては、常に人間を中心に置き、人間の利益のために環境を守るという理念であるといえる。自然災害の多い日本では、自然環境は人間の力ではどうすることのできないものなので、人間の利益のための環境という概念は薄いと考えられる。

持続可能な開発に関して、国連人権委員会の 2018 年 4 月 9 日の決議で、「持続可能な開発と環境保護を認識し、生態系を含め、福祉と人権の実現に貢献する」ことを加盟国に求め、「人間には、生きる権利、最高水準の身体的健康を享受する権利が含まれる。」¹²⁾とし、持続可能な開発を「権利」とはっきりと定義したことは注目すべき点である。

2021 年 10 月の国連人権委員会で宣言された「クリーンで健康、かつ持続可能な環境へのアクセスは普遍的人権」すなわち、「健康的な環境への権利」とは、景観、自然、文化の価値を考慮して、生活の質、幸福、遺産を保存することも含まれる。この場合の遺産とは、より広義には、自然と文化を構成する財物から構成される人類共通の遺産を意味する。共通遺産はこの環境の中に含まれる。

一方、人権は食料や水へのアクセスだけでなく、健康的な生活を送る権利でもある。この観点から見ると、健康な環境への権利は人間だけでなく、すべての生き物にとっても同様である。なぜなら、海洋プラスチック問題にみられるように、人間の健康やすべての生物は、直接的、あるいは間接的に化学物質によって生命を脅かされてきているからである。健康な環境への権利は、生物圏を尊重しなければならないという考えと重なってくる。

この新しい「人権」が、環境教育や持続可能な開発のための教育の根源となっていると考えられる。

4. 環境教育から持続可能な開発のための教育へ

「環境教育」という用語は、1948年にT. Pritchardによって、国際自然保護連合（International Union for the Conservation of Nature and Natural Resources、通称The World Conservation Union）の設立総会で初めて使用されたと言われている。

設立総会において、環境教育を実施について、環境問題に関する教育が若い世代と成人に提供されるべきとした。個人、企業、地域社会が環境を保護し向上させるための考え方が啓発され、責任ある行動を促進する基盤の必要性が強調された。

本来、環境教育は、自然保護の教育を指すものであった。ヨーロッパを中心とした先進国では、環境教育といえば、自然の中の動植物の観察といった、自然環境教育が主流であった。

UNEP（国連環境計画、United Nations Environment Programme）は、ストックホルム会議が開催された同じ年、1972年に設立された。UNEPを中心に、国際環境教育プログラム（International Environmental Education Programme）が1975年に開始された。

1975年10月にはユーゴスラビア・ベオグラードで国際環境教育ワークショップ（ベオグラード会議）が開催された¹³⁾。日本でも、1974年には「環境教育カリキュラムの基礎的研究」が開始され、1977年には環境教育研究会¹⁴⁾が設立される。学習指導要領においても環境教育に関する内容が盛り込まれた。

環境教育は、1977年、トビリシ環境教育政府間会議の勧告¹⁵⁾で発展し、アジェンダ21¹⁶⁾や他の主要な国連会議で議論されるグローバルな問題を幅広く取り上げてきており、持続可能性のための教育としても扱われた。「持続可能な発展」の理念は、1980年に国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)などがとりまとめた「世界保全戦略」に初めて登場する。

国際連合の「環境と開発に関する世界委員会」WCED = World Commission on Environment and Development が1987年に発行した最終報告書“*Our Common Future*”（邦題『地球の未来を守るために』、通称「ブルントラント報告」）で、「持続可能な発展」その中心的な理念とされ、このときさらに広く知られること

になった。

「持続可能な開発」の概念は、1972年のストックホルム会議で、対立軸にあった先進国が主張していた環境保全と、発展途上国が主張する経済成長が互いに支えあうものという考え方である。1984年には環境と開発に関する世界委員会（World Commission on Environment and Development）=ブルントラント委員会は、1987年「我ら共有の未来(Our Common Future)」¹⁷⁾において、「持続可能な開発」を次のように定義した。

「人類は、開発を持続可能なものとする能力を有する。持続的開発とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすことである。」

ここで注目すべきは、「将来の世代」という言葉である。言い換えれば、環境に関わる人権は、今の自分たちの世代だけではなく、将来の世代へもわたるものである、と言える。将来の世代へバトンを引き継ぐためにも、環境に関わる教育が重要になってくるのである。

ブルントラント報告書に端を発した持続可能な発展に関わる国連の活動は、健全な環境への権利に対する意識を高めてきた。

その後、1992年の国連環境開発会議（地球サミット）¹⁸⁾を経て、持続可能な開発の概念は環境保全と経済成長に加え、途上国の貧困削減や教育などの社会的側面も考慮に入れるべきだと強調された。この総合的アプローチは「トリプル・ボトムライン」として知られ、環境、経済、社会の三要素を含んでいる。多くの国では、持続可能な開発を評価するための指標として、環境、経済、社会、制度の四要素で構成される「持続可能な開発指標」が策定された。

1992年環境と開発に関する国連会議（United Nations Conference on Environment and Development = 地球サミット）がブラジル、リオ・デ・ジャネイロで開催された。「地球規模で考え、足下から行動を（Think Globally, Act Locally）」、「持続可能な開発（Sustainable Development）」が標語になった。「地球サミット」では、環境分野での国際的な取り組みに関する行動計画である「アジェンダ21」が採択された。これ以降、先進国を中心に国際会議で作成された行動計画から、国家レベルでの行動計画が作成される動きが始まる。

1997年には、国連環境特別総会（UNGASS）が開催され、「アジェンダ21の一層の実施のための計画」が採択される。同年「環境と社会：持続可能性に向けた教

育とパブリック・アウェアネス」国際会議（International Conference on Environment and Society: Education and Public Awareness for Sustainability）＝テサロニキ会議・ギリシャで「テサロニキ宣言」が採択された¹⁹⁾。この宣言の中には「持続可能性を達成するために、…適切な教育とパブリック・アウェアネスが法律、経済及び技術とともに、持続可能性の柱の一つとして認識されるべきである。持続可能性に向けた教育全体の再構築には、全ての国のあらゆるレベルの学校教育・学校外教育が含まれている。持続可能性という概念は、環境だけでなく、貧困、人口、健康、食糧の確保、…」とある。このように、持続可能な発展と環境問題、そしてそれに対する教育活動は、徐々に活発になってくる。

年表

1945	国際連合成立
1948	世界人権宣言（国連総会決議）
1966	経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約） 市民権及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
1972	国連人間環境会議（ストックホルム）人間環境宣言
1984	「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）国連に設置
1987	「持続可能な開発」の概念を初めて用いたブルントラント報告書 "Our Common Future" 発行
1986	発展の権利に関する宣言（国連総会決議）
1992	環境と開発に関する国連会議・環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言
2005	国連 ESD の 10 年国際実施計画（ユネスコ）
2013	ESD に関するグローバルアクションプログラム
2019	「持続可能な開発のための教育：SDGs 達成に向けて（ESD for 2030）」（国連総会における決議採択）

5. 環境教育の特色 -ESD から SDGs へ

環境教育の発展に対して、ESD や SDGs はどのように位置づけられるか整理する。

ESD は Education for Sustainable Development の略で「持続可能な発展のための教育」と訳される。ESD（持続可能な開発のための教育）は、2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で日本が提唱した考え方

であり、同年の第 57 回国連総会で採択された。

国際枠組み「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」（2005-2014 年）²⁰⁾ や 2013 年の第 37 回ユネスコ総会で採択された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015-2019 年）に基づき、ユネスコを主導機関として国際社会は ESD に取りくむようになる。

ESD とは、「現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動」である。つまり、ESD は持続可能な社会を構成する個人の技能や知識、意識を高める教育活動であるといえる。

2015 年の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択された。

SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標及び 169 のターゲットにより構成されている。ESD は、このうち、目標 4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット 4.7 に位置付けられた。しかし、ESD は、ターゲットの 1 つとして位置付けられているだけでなく、SDGs の 17 全ての目標の実現に寄与するものであることが第 74 回国連総会において確認された。SDGs のなかで、ESD の重要性は、2019 年の第 40 回ユネスコ総会で採択された ESD の新たな国際枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」（2020-2030 年）²¹⁾ においても明確にしている。

ESD は、SDGs、特にターゲット 4.7 の不可欠な要素であり、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年（2005-2014 年）」及び「グローバル・アクション・プログラム（GAP、2015-2019 年）」のビジョンのもとになっている。「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」は、2020 年から 2030 年までの ESD の実施に関するグローバルな枠組みである。

ESD for 2030 の採択に伴い、この枠組みにおいて具体的に取り組むべき行動を示すロードマップがユネスコによって公表された^{22)・23)}。

このロードマップでは、5 つの優先行動分野（1. 政

策の推進、2. 学習環境の変革、3. 教育者の能力構築、4. ユースのエンパワーメントと動員、5. 地域レベルでの活動の促進)と6つの重点実施領域(1. 国レベルでのESD for 2030の実施、2. パートナリシップとコラボレーション、3. 行動を促すための普及活動、



図表2: 「持続可能な開発のための教育: SDGs 実現に向けて (ESD for 2030)」ロードマップ

4. 新たな課題や傾向の追跡(エビデンスベースでの進捗レビュー)、5. 資源の活用、6. 進捗モニタリング)が提案されている。このSDGs目標を達成するために、世界各国はそれぞれの取り組みを進めることになった。

日本では、SDGsの採択に合わせ、「平和と成長のための学びの戦略」を発表した。この戦略では、基本原則として、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的、地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大をあげ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を進めている。

2022年6月、欧州連合(EU)理事会は、「生態学的(エコロジー)移行と持続可能な開発のための学習に関する評議会の勧告」を採択している²⁴⁾。この勧告では、持続可能性を教育とトレーニングのあらゆる側面にどのように統合できるかを示し、加盟国に対して以下のことを推奨する。

- ・生態学的移行と持続可能な開発のための学習を教育訓練政策とプログラムの優先事項とすること。
- ・すべての教育の場面で、気候危機と持続可能な開発についての知識を得る機会をすべての学習者に提供する。
- ・国とEUの資金を用い、グリーンで持続可能な設備、資源、インフラに投資する。
- ・教育者が気候危機と持続可能性のテーマを教えるための知識とスキルを開発できるよう支援する。
- ・実践指向で学際的で地域の状況に関連した教育と学習を可能にする持続可能な学習環境を構築する。
- ・学生や教職員、地方自治体、青少年団体、研究・イノベーションコミュニティなど、すべてのアク

ターを持続可能性のための学習に積極的に参加させること。

フランスでは、気候変動との闘いとレジリエンスの強化に関する法律²⁵⁾により、小学校から高校までのすべての人々の持続可能な開発のための教育の基本的な役割が確立されている。また、第5条では、環境教育と持続可能な開発を、市民教育や識字教育と同様に公教育サービスの基本的な使命としている。このように、環境教育は国際機関から、国のレベルへと段階的にアクターが関わっている²⁶⁾。

6. 結論

以上のように、環境保護、持続可能な開発は、本来、人権と深くかかわりがある。人間環境の保護および改善は、健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。

人間環境宣言、リオ宣言や、発展の権利宣言などの国際的な宣言、環境に対する国際的な取り組みを経て、健康で文化的な環境のもとで生活する権利、環境権が基本的人権のひとつとして段階的に承認された。

「人間環境」の概念は、1970年代以前のキリスト教を中心とした西欧の社会では、人間が人工的に作り出した環境、つまり文化遺産などに見られる環境をさしていたものが、国連人間環境会議や、それ以降の国際社会の議論の場で、自然環境と人間環境の概念が融合され、持続可能な開発といった概念が確立した。さらに、持続可能性には、将来の世代へ、「対世的義務」という概念が加わった。

一方、我が国では、もともと、自然に対する畏敬の念から、自然界のいたるところに神が存在するといった思想から、自然環境と、人間が人工的に作った環境を分けて考えることはしていなかった。例えば、里山は集落、人里に隣接した人間の影響を受けた生態系の1つであるが、このような人の手が継続的に入る森林は、人間環境と自然環境の融合である。日本のような自然災害が多い土地では、自然自身が環境を破壊することもある。そして、人間が環境を再生することをしてきた。

「もったいない」文化が、日本人にとって当たり前だったように²⁷⁾、人間環境に対する現代国際社会での考え方や、持続可能な開発といった考え方は、日本人は昔からもっていたと考えられる。

これに対し、持続可能な開発といった概念は、社会、経済、環境の3つの側面がある、と言われている²⁸⁾。日本では、社会、経済の側面にあまり焦点があてられていないと思われる。日本の教育の現場では、人権教育といえば、同和問題、いじめなどの問題がもっぱら取り上げられる。日本においては特に「持続可能な発展」の教育は、自然環境の保護といった自然科学の分野からのアプローチだけではなく、社会、経済の問題から人権の問題を深く議論していくべきである。

また、地球環境保護、持続可能な開発は、国家だけではなく、個人の責任と義務でもあり、国家も個人も現在の世代だけでなく、次世代への対世的責任義務があるとされる。

国際法の分野では、環境問題は、環境汚染に関する国内問題から近隣諸国との関係、そして地球規模の問題となっていく。そのため、国際社会における環境問題の議論は自然科学の分野からのアプローチが中心で、経済、社会の問題では、国家の枠組みのなかでの議論となると、国の利益、先進諸国と開発途上国との対立が表面化するとと思われる。

持続可能な発展は、理念としては崇高であるが、実現のための具体的な動きをする、つまり、SDGs、目標を達成するための国際条約を作る上で国家間の議論、国家間の枠組み内での国際法の場面では、目標達成のためには、国家の利害対立がどうしても起こってしまう。

人権の尊重と、環境保護、持続可能な開発という目標達成のためは、国家の利害対立を超えたところでの、国際的な教育の交流、情報の提供、普及、科学技術の発展ということが不可欠になるであろう。

このように持続可能な開発教育(ESD)を達成するためには、情報や知識、技能の共有も不可欠である。この共有を円滑に行うためには国際協力が公平でなければならないと考えられる。

ESDを達成するためには、国際的な視野が必要である一方、ローカルな見方も必要だ。なぜなら、持続可能な開発のための有意義な変革及び変革的な行動は、コミュニティ・レベルで生じる可能性が高いからである。

教育は、地域での活動と密接に結びついている。学習者や人々が持続可能な開発のための選択を行い、それに基づいて行動する場面は、コミュニティ内の日々の生活においてである。また、人々が、持続可能な取り組みの

ためのパートナーを見つける場面も地域コミュニティ内である。

イヴァン・イリイチは、「環境危機の唯一の解決策は、人々が、ともに働くことができ、互いに気づかいあうことができるならば、自分たちはより幸せになることができる」という洞察を共有することに存する」と述べている。この「洞察を共有する」とは、現代のSDGsに当てはめると、持続可能な開発のための最新の知識や実践が地域の課題を前進させるために活用されるよう、学習機関同士だけでなく学習機関とコミュニティ間の積極的な協力、すなわちESDを推進していくことなのではないだろうか。

本稿は、持続可能な開発教育の歴史的展開から、人権の役割を論じたが、地域の実践については今後の研究課題として取り上げていく。

注

- 1) Sustainable development, Développement durable 日本語では「持続可能な開発」「持続可能な発展」と訳される。本稿では「持続可能な開発」とする。
- 2) 大沼保昭「国際法」筑摩書房(2019) pp.1254-129。
- 3) 2023年、ユネスコ「持続可能な開発のための教育、ロードマップ」P.14 <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000384611> (最終確認 2024年7月15日)
- 4) <https://documents.un.org/doc/undoc/gen/nl7/300/05/pdf/nl730005.pdf> (最終確認 2024年7月15日)
- 5) 村瀬信也「国際環境レジームの法的側面」世界法年報(1999) pp.2-22 https://www.jstage.jst.go.jp/article/yearbookofworldlaw1986/2000/19/2000_19_2/_pdf/-char/ja (最終確認 2024年7月15日)
- 6) FROUVILLE Olivier de, l'intangibilité des droits de l'homme en droit international, Éditions A Pedone, Paris, 2004, P. 62
- 7) AULA Alexandra, La portée d'une déclaration : droits universels, droits spécifiques ? DECAUX Emmanuel, YOTOPOULOS-MARANGOPOULOS (sous la direction de), La pauvreté, un défi pour les droits de l'homme, Éditions A. Pedone, 2009, Paris, P. 47
- 8) BRETON Jean-Marie, Du droit de l'environnement au droit à l'environnement quête « humaniste » et odyssee normative, H. PETITE et EERRAND Jérôme, Enjeux et perspectives des droits

- de l'homme, l'harmattan, Paris, P.21
- 9) LOCHAK Danièle, les droits de l'homme troisième édition, la Découverte, Paris, 2009, P. 44
- 10) <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/5987our-common-future.pdf> (最終確認 2024 年 7 月 15 日)
- 11) 中川洋一「地球規模の悪化とユダ・キリスト教の人間中心主義」経済学論(中央大学)第 57 (3)・(4) (2017 年 3 月) pp.333-360
- 12) A/HRC/RES/37/8
- 13) <https://www.eusteps.eu/wp-content/uploads/2020/12/Belgrade-Charter.pdf> (最終確認 2024 年 7 月 15 日)
- 14) <https://www.ilcaj.org/lcahp/kenkyukai-1.html> (最終確認 2024 年 7 月 15 日)
- 15) 1977 年のトビリシ会議で採択された勧告。環境教育の役割、目的、指導原理、国家レベルでの環境教育開発戦略組織の構造、環境教育の対象となる人々、一般の人々への環境教育、職業人への環境教育、内容と方法、人材の養成、指導・学習教材、情報普及、研究、国際協力と地域協力などの 41 項目からなる。
- 16) アジェンダ 21 (Agenda 21) は、1992 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)で採択された。持続可能な開発を実現するために各国および関係国際機関が実行すべき行動計画である。
- 17) <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/5987our-common-future.pdf> (最終確認 2024 年 7 月 15 日)
- 18) <https://www.un.org/en/conferences/environment/rio1992> (最終確認 2024 年 7 月 15 日)
- 19) <https://unesdoc.unesco.org/search/N-EXPLORE-51e89e34-70ba-48ff-9696-21ff4ca5f2fa> (最終確認 2024 年 7 月 7 日)
- 20) <https://en.unesco.org/themes/education-sustainable-development/what-is-esd/un-decade-of-esd> (最終確認 2024 年 7 月 7 日)
- 21) <https://en.unesco.org/themes/education-sustainable-development/toolbox> (最終確認 2024 年 7 月 7 日)
- 22) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374802> (最終確認 2024 年 7 月 7 日)
- 23) <https://www.unesco-school.mext.go.jp/materials/%E3%80%8C%E6%8C%81%E7%B6%9A%E5%8F%AF%E8%83%BD%E3%81%AA%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E6%95%99%E8%82%B2%EF%BC%9A%sdgs%E5%AE%9F%E7%8F%BE%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%A6/> (最終確認 2024 年 7 月 7 日)
- 24) <https://education.ec.europa.eu/fr/focus-topics/green-education/learning-for-the-green-transition> (最終確認 2024 年 7 月 7 日)
- 25) <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043956924> (最終確認 2024 年 7 月 7 日)
- 26) <https://www.ecologie.gouv.fr/leducation-lenvironnement-et-au-developpement-durable>
- 27) 環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性、ワンガリ・マータイは 2005 年に毎日新聞社の招きで初来日した際、編集局長のインタビューで「もったいない」という言葉に出会い、感銘を受けた。彼女は、この「もったいない」という日本語を、世界共通語「MOTTAINAI」として広めることを提唱した。
- 28) 1987 年「ブルントラント報告」や 1992 年の国連地球サミットなどで確認されている。

参考文献

- FAGERLIND Ingemar, J. Sacha Laurence, Éducation and National Development : A Comparative Perceptive, Pergamon Press
- FEVRIER, Jean-Marc, Remarques critiques sur la notion de développement durable, Environnement, n°2 Février 2007 (revue)
- FIALAIRE Jacques et MONDIELLI Éric(sous la direction de), L'homme, ses territoires, ses cultures, L.G.D.J., Paris, 2006
- FITZMAURICE Malgosia, Contemporary issues in international environmental law, Edward Elgar Publishing limited, UK, 2009
- FOILLARD Philippe, Droit constitutionnel et institutions politiques, Paradigme, Paris, 2008
- GAUCHON Pascal, HUISSOUD Jean-Marc (coordonne par), Les 100 mots de la Géopolitique, PUF, Paris, 2008
- GAURIER Dominique, Histoire du droit international. Auteurs, doctrines et développement de l'Antiquité à l'aube de la période contemporaine, Press Universitaires de Rennes, Rennes, 2005
- H. HULSE Joseph, Développement durable un avenir incertain, l'HARMATTAN, Paris, 2008
- H. PETITE et EERRAND Jérôme, Enjeux et perspectives des droits de l'homme, l'harmattan, Paris,
- HALPERIN Jean-Louis, Histoire des droits en Europe de 1750 à nos jours, Flammarion, Paris, 2004
- HAMMED, Mohammed Rida Ben et THERON Jean-Pierre (sous la direction de), Protection du patrimoine naturel et mondialisation, Contribution à la connaissance des expériences française et tunisienne, Presses de l'Université des sciences sociales de Toulouse, Toulouse, 2006

- HERVE-FOURNEREAU Nathalie (sous la direction de), Préface de DIMAS Stavros, Les approches volontaires et le droit de l'environnement, Presses universitaires de Rennes, Rennes, 2008
- HOUEE Paul, (Préface de Elena LASIDA), Repères pour un développement humain et solidaire, Les Éditions de l'Atelier, Paris, 2009
- INGLIS Christine, Planifier la diversité culturelle, UNESCO : Institut international de planification de l'éducation, 2009, Paris
- KELSEN Hans, Revised and Edited by Robert. W. TUCKER Principles of International Law, USA(printed, 1967), 1952,
- LARSEN Christine (ed.) Dix ans d'accès à l'information en matière d'environnement en droit international, européen et interne: Bilan et perspectives, Ten years of access to environmental information in international, European and Belgian Law: Stock-taking and perspectives, Bruylant, Bruxelles, 2003
- LAVIELLE Jean-Marc, Droit international de l'environnement, Ellipses Édition Marketing S.A., Paris, 2004
- LE COQ Vincent, Le droit du projet de développement durable de la ville, Pulim, Monts, France, 2009
- LECUCQ Olivier, MALJEAN-DUBOIS Sandrine (sous la direction de), Le rôle du juge dans le développement du droit de l'environnement. Établissements Émile Bruylant, S.A., Bruxelles, 2008
- LITTLE Richard, The Balance of Power in International Relations, Metaphors, Myths and Models, Cambridge university presse, Cambridge, 2007
- LOCHAK Danièle, Les droits de l'homme, troisième édition, la Découverte, Paris, 2009
- Luigi Campiglio, Laura Pineschi Domenico Siniscalco, Tuillio Treves(editions), The environment After Rio, International law and economics, Graham & Trotman Ltd, London, 1994
- MALINGREY Philippe, Introduction au droit de l'environnement, Éditions TEC & DOC, Paris, 2008,
- MALJEAN-DUBOIS Sandrine (sous la direction de), Préface de Laurence TUBIANA, Changements climatiques les enjeux du contrôle international, La Documentation française, Paris 2007
- MALJEAN-DUBOIS Sandrine et MEHDI Rostane (sous la direction de), les Nations Unies et la protection de l'environnement : la promotion d'un développement durable. Edition Pédone, Paris, 1999
- Marie-Hélène Renault, Histoire du droit international public, Ellipses, Paris, 2007
- MONTCHAUD Sandra et GASSEND Jean-Paul(sous la direction de), Santé et développement, Lavoisier, 2009, Paris
- MONTERIO Agostinho Reis, Droit international de l'éducation ; une discipline nouvelle, International review of éducation, Vol. 54, Nos. 2 UNESCO, Netherland, 2008
- MORAND-DEVILLER Jacqueline et BENICHOT Jean-Claude(sous la direction de), Mondialisation et globalisation des concepts juridiques: l'exemple du droit de l'environnement, IRIS Editions, Paris, 2010
- MORAND-DEVILLER Jacqueline, Le droit de l'environnement, PUF Paris, 1987
- MUNDY Karen, Educational for ALL and the New Development Compact, International review of education, Vol. 52, Nos. 1-2 UNESCO, Netherlands, 2006
- NAUD Didier, Intelligence collaboration et développement durable, Les éditions DEMOS, Paris, 2008
- NISHII Masahiro, MIZUKAMI et USUKI(sous la direction de) kokusai kankyo ho(le droit international de l'environnement), Yushindo-koobunsha, 2001, Tokyo
- OCDE, Centre pour la recherche et l'innovation dans l'enseignement, l'éducation à l'environnement pour le XXIe siècle, OCDE, Paris, 1995
- OLIVIER Juliette, L'union Mondiale pour la Nature(UICN), une organisation singulière au service du droit de l'environnement, Emile Bryulant, S. A. Bruxelles, 2005
- OXENHAM John, Programmes d'alphabétisation efficaces : le choix des décisions, UNESCO : Institut international de planification de l'éducation, 2010, Paris
- PAPAUX Alain(éd), Biosphère et droits fondamentaux, Schulthess Medias Juridiques SA Genève-Zurich-Bale, 2011
- PELLET Alain, DAILLIER Patrick et FORTEAU Mathias, Droit international public, les ateliers de Normandie Roto Impression s.a.s., Paris, 2009
- PETIT Yves (sous la direction de), Droit et politiques de l'environnement, la documentation Française, Paris, 2009
- PIERRON, Jean-Philippe, Penser le développement durable, Ellipses, Paris, 2009
- POSTIGLIONE Amedeo, Global environmental governance, the need for an international environmental agency and an international court of the environment, Etablissements emile Bruylant, S.A., Bruxelles, 2011.
- PRIEUR Michel et DOUMBE-BILLE Stéphane (sous la direction) , Droit l'environnement et développement durable, Presses Universitaires de Limoges, Limoges, 1994
- RAGAZZI Maurizio, International responsibility today, essays in memory

- of Oscar schachter, Martinus nijhoff publishers, Leiden/Boston, 2005
- RAJAMANI, Lavanya, Differential treatment in international environmental law, Oxford monographs in international law, Oxford, 2005
- ROMI Raphaël, Droit et administration de l'environnement, Montchrestien, Paris, 2004
- RUIZ Fabri Hélène (préface de), L'OMC face au changement climatique, Éditions Pédone, Paris ; 2009
- RUIZ FABRI Hélène (sous la direction de), La convention de l'UNESCO sur la protection et la promotion de la diversité des expressions culturelles, premier bilan et défis juridiques, Société de législation comparée 2010, Paris
- SADIGH Elie, Le développement durable et équitable, l'HARMATTAN, Paris, 2008
- SALOMON E Margot, Global responsibility for human rights, world poverty and the development of international law, Oxford university press, 2007
- SCHMIDLIN Bruno, Droit privé romain I, origins et sources famille biens successions, Université de Genève, Bruylant, Genève, 2008
- SEDIARI Ali (sous la direction de), Droit de l'homme et développement durable, quelle articulation? L'Harmattan, Paris, 2008
- SNYDER Francis (sous la direction de), Sécurité alimentaire internationale et pluralisme juridique mondial, Bruylant, Bruxelles, 2004,
- STOLL Peter Tobias, Le droit international économique face aux défis de la mondialisation, Paris, R.G.D.I.P. 2009-2
- TECHERA Erika J., Marine Environmental governance, From International Law to Local Practice, Routledge, USA and CANADA, 2011
- TECHERA J. Erika, Marine Environmental Governance, from International law to local practice, Routledge, Canada and USA, 2011
- TELLEGEN-COUPERUS Olga, A short history of roman law, Routledge, London, 1993
- TOCQUEVILLE, Alexis de, De la démocratie en Amérique Tome I et II, Éditions M.-Tb. Génin, Paris
- TODD Emmanuel, la diversité du monde, famille et modernité, éditions du Seuil, Paris, 1983
- Van Genugten William, Protection of Indigentes Peoples on the African Continent : Concepts, Position, Seeking, and the Interaction of Legal System, American journal of international law, Vol., 104, 2010, USA
- VASACK Karl (Rédacteur Général), Les dimensions internationales des droits de l'homme, UNESCO, Paris, 1980
- VASAK Karl (Rédacteur Général), Les dimensions internationales des droits de l'homme, UNESCO, Paris, 1980
- VENDERMOTTEN Christian (Édité par), Le développement durable des territoires, Éditions de l'Université de Bruxelles, Bruxelles, 2002
- VEYRET Yvette (sous la direction de), Le développement durable: approches plurielles, HATIER, Paris, 2005
- VON LEWINSKI silike(edited), Indigenous Heritage and Intellectual Property, Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, Kluwer Law International BV, The Netherlands, 2008
- VOYNET Dominique (de préface), introduction de Corinne LEPAGE et Alexandre C .KISS, Vers l'application renforcée du droit international de l'environnement, Édition Frison-Roche, Paris, 1999
- YOTOPOULOS- MARANGOPOULOS Alice (sous la direction de), L'état actuel des droits de l'homme dans le monde, Éditions A Pédone, Paris, 2006
- YOTOPOULOS- MARANGOPOULOS Alice, DECAUX Emmanuel (sous la direction de), La pauvreté, un défi pour les droits de l'homme, Éditions A Pédone, Paris, 2009
- YUSTE Abdulhah A.(sous la direction de), L'action normative à l'UNESCO volume 1, Élaboration de règles internationales sur l'éducation, la science et la culture, Édition UNESCO, Paris, 2007
- ZACCAI Edwin et MISSA Jean Noël(édité par), le principe de précaution, Éditions de l'université de Bruxelles, 1994
- ZELEM Marie-Christine, BLANCHARD Odile, LECOMTE Didier (sous la direction de), L'éducation au développement durable de l'école au campus, L'harmattan, 2010
- UNESCO, Éduquer pour un avenir viable : engagements et partenariats, Éditions UNESCO, Paris, 2004
- UNESCO, L'action normative à l'UNESCO Volume 1, élavolation de règles internationales sur l'éducation, la science et la culture, Essais à l'occasion du 60e anniversaire de l'UNESCO, Editions UNESCO, 2007, Paris

(Received August 22, 2024; accepted December 30,2024)